

墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（墨田区特別区税条例（昭和39年墨田区条例第43号））

改正案	現行
<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第20条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に<u>法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金</u>を支出し、当該<u>特例控除対象寄附金の額の合計額</u>が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第18条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>付 則 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第3条の2 平成30年度から<u>令和4年度</u>までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第20条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に<u>第1号に掲げる寄附金</u>を支出し、当該<u>寄附金の額の合計額</u>が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第18条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>付 則 〔同左〕</p> <p>第3条の2 平成30年度から<u>平成34年度</u>までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第</p>

1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第3条の5の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第20条の2及び第20条の3第1項の規定の適用については、第20条の2中「前2

1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第3条の5の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第20条の2及び第20条の3第1項の規定の適用については、第20条の2中「前

条」とあるのは「前2条並びに付則第3条の5の2第1項」と、第20条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第3条の5の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の6 第20条の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第18条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第8条第1項、付則第9条第1項、付則第10条第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第13条の2第1項又は付則第14条第1項の規定の適用を受けるときは、第20条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2・3 [略]

(区民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

2条」とあるのは「前2条並びに付則第3条の5の2第1項」と、第20条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第3条の5の2第1項」とする。

[同左]

第3条の6 第20条の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第18条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第8条第1項、付則第9条第1項、付則第10条第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第13条の2第1項又は付則第14条第1項の規定の適用を受けるときは、第20条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

[同左]

第4条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2・3 [略]

[同左]

第5条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第20条の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第23条第4項の規定による申告書の提出（第24条第1項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号の確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項において「都道府県知事等」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3・4 〔略〕

第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第20条の

第5条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第20条の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第23条第4項の規定による申告書の提出（第24条第1項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号の確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3・4 〔略〕

第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、

規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(軽自動車税の税率の特例)

第6条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

[同左]

第6条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号

に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第7条 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関

に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔同左〕

第7条 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関

し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 〔略〕

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第11条 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 〔略〕

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10

し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 〔略〕

〔同左〕

第11条 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 〔略〕

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1

<p>項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>(区民税の税率の特例)</p> <p>第15条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、均等割の税率は、第13条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>0項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第15条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の区民税に限り、均等割の税率は、第13条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p>2 〔略〕</p>
---	--

第2条による改正（墨田区特別区税条例）

改 正 案	第1条による改正後
<p>(区民税の申告)</p> <p>第23条 〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>6 <u>第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p> <p>7 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9条第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付される者又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができる者に、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p> <p>8 第9条第2号に掲げる者は、3月15日までに、賦課期日現在において、区内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他区長が必要と認める事項を申告しなければならない。</p> <p>(区民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第23条 〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>6 〔同左〕</p> <p>7 〔同左〕</p> <p>(区民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p>

第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) その他施行規則で定める事項

2～5 〔略〕

（区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) その他施行規則で定める事項

第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

〔新設〕

(3) 〔同左〕

2～5 〔略〕

（区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第24条の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

〔新設〕

(3) 〔同左〕

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 〔略〕

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 〔略〕

(区民税に係る不申告に関する過料)

第25条 区民税の納税義務者が第23条第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 〔略〕

(軽自動車税の納税義務者等)

第37条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 〔略〕

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 〔略〕

〔同左〕

第25条 区民税の納税義務者が第23条第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 〔略〕

〔同左〕

第37条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(種別割の課税免除)

第37条の2 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(1)～(3) 〔略〕

(軽自動車税のみならず課税)

第38条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第37条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。

(日本赤十字社が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第37条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 救急用のもの

(2) 巡回診療の用に供するもの

(3) 患者輸送の用に供するもの

(4) 血液事業の用に供するもの

(5) 救護資材の運搬の用に供するもの

(6) 前各号に掲げるものに類するもので、
区長において必要があると認めるもの

(軽自動車税の課税免除)

第38条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(1)～(3) 〔略〕

〔新設〕

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第38条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

[新設]

- (1) 救急用のもの
- (2) 巡回診療の用に供するもの
- (3) 患者輸送の用に供するもの
- (4) 血液事業の用に供するもの
- (5) 救護資材の運搬の用に供するもの
- (6) 前各号に掲げるものに類するもので、
区長において必要があると認めるもの
（環境性能割の課税標準）

第38条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

[新設]

（環境性能割の税率）

第38条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

[新設]

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3
（環境性能割の徴収の方法）

第38条の5 環境性能割の徴収については、 [新設]
申告納付の方法によらなければならない。
（環境性能割の申告納付）

第38条の6 環境性能割の納税義務者は、 [新設]
法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を区長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を区長に提出しなければならない。
（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第38条の7 環境性能割の納税義務者が前 [新設]
条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発
する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。
（環境性能割の減免）

第38条の8 区長は、公益のため直接専用 [新設]
する3輪以上の軽自動車又は第46条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるもの
に対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受
けるための手続その他必要な事項について

は、規則で定める。

(種別割の税率)

第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 〔略〕

2 〔略〕

(種別割の賦課期日及び納期)

第40条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月11日から同月31日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第42条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第43条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について、軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規

(軽自動車税の税率)

第39条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 〔略〕

2 〔略〕

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第40条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第42条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第43条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について、軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を区長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規

則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。

4 第38条第1項に規定する軽自動車等の売主は、区長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を区長に提出しなければならない。

(1)～(5) 〔略〕

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第44条 軽自動車等の所有者等又は第38条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 〔略〕

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第45条 〔略〕

2 法第445条若しくは第38条の2又は第37条第3項ただし書の規定により種別割を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなったときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第38条の2又は第37条第3項ただし書の規定により種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者についても、また同様とする。

3 第37条の2第3号の規定によって車体

則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を区長に提出しなければならない。

4 第37条第2項に規定する軽自動車等の売主は、区長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を区長に提出しなければならない。

(1)～(5) 〔略〕

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第44条 軽自動車等の所有者等又は第37条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 〔略〕

〔同左〕

第45条 〔略〕

2 第37条第3項ただし書又は第37条の2、第38条第1号若しくは法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課されない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者は、その主たる定置場が、区内に所在することとなったときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が第37条第3項ただし書又は第37条の2、第38条第1号若しくは法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者についても、また同様とする。

3 第38条第3号の規定によって車体試験

試験のため原動機付自転車又は小型特殊自動車を使用しようとする者は、区長に対し、試乗用標識交付申請書を提出してその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

4～8 [略]

9 第2項又は第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有しないこととなったとき若しくは当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

10～12 [略]

(種別割の減免)

第46条 区長は、種別割の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であって必要があると認める者に対し、種別割を減免する。

(1)～(3) [略]

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限日までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第46条の2 区長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体

のため原動機付自転車又は小型特殊自動車を使用しようとする者は、区長に対し、試乗用標識交付申請書を提出してその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

4～8 [略]

9 第2項又は第5項の標識及び第6項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が区内に所在しなくなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有しないこととなったとき若しくは当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事実が発生した日から15日以内に、区長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

10～12 [略]

(軽自動車税の減免)

第46条 区長は、軽自動車税の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であって必要があると認める者に対し、軽自動車税を減免することができる。

(1)～(3) [略]

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限日までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第46条の2 区長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体

障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）

(2) 〔略〕

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限日までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下この項において「療育手帳等」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

3 第1項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限日までに、区長に対して当該軽自動車等の提示（区長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、次に掲げる事項を記

障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもののうち、区長が必要と認めるもの（1台に限る。）

(2) 〔略〕

2 前項第1号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限日までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下この項において「療育手帳等」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

3 第1項第2号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限日までに、区長に対して当該軽自動車等の提示（区長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、次に掲げる事

載した申請書を提出しなければならない。

(1)～(8) 〔略〕

付 則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第5条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)
に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)
に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第5条の8第3項において「特定期間」という。)
に行われたときに限り、第37条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)
又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)
の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)
に基づき当該判断をするものとする。

3 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第5条の6の規定により読み替えられた第38条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国

項を記載した申請書を提出しなければならない。

(1)～(8) 〔略〕

付 則

〔新設〕

〔新設〕

国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽り
その他不正の手段（当該申請をした者に当
該申請に必要な情報を直接又は間接に提供
した者の偽りその他不正の手段を含む。）
により国土交通大臣の認定等を受けたこと
を事由として国土交通大臣が当該国土交通
大臣の認定等を取り消したことによるもの
であるときは、当該申請をした者又はその
一般承継人を当該不足額に係る 3 輪以上の
軽自動車について法附則第 29 条の 11 の
規定によりその例によることとされた法第
161 条第 1 項に規定する申告書を提出す
べき当該 3 輪以上の軽自動車の取得者とみ
なして、軽自動車税の環境性能割に関する
規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納
付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、
同項の不足額に、これに 100 分の 10 の
割合を乗じて計算した金額を加算した金額
とする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第 5 条の 5 区長は、当分の間、第 38 条の
8 の規定にかかわらず、東京都知事が自動
車税の環境性能割を減免する自動車に相当
するものとして区長が定める 3 輪以上の軽
自動車に対しては、軽自動車税の環境性能
割を減免する。

〔新設〕

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特
例）

第 5 条の 6 第 38 条の 6 の規定による申告
納付については、当分の間、同条中「区長」
とあるのは、「東京都知事」とする。

〔新設〕

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱
費の交付）

第 5 条の 7 区は、東京都が軽自動車税の環
境性能割の賦課徴収に関する事務を行うた
めに要する費用を補償するため、法附則第
29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額
を、徴収取扱費として東京都に交付する。

〔新設〕

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第 5 条の 8 営業用の 3 輪以上の軽自動車に
対する第 38 条の 4 の規定の適用について
は、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条

〔新設〕

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
第2号	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
第3号	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第38条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第38条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第6条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中

（軽自動車税の税率の特例）

第6条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

- 第7条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

- 第7条 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大

土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第40条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第43条及び第44条の規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 2 区長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第40条第2項の規定による納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第43条及び第44条の規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における第8条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(付則第7条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

第3条による改正(墨田区特別区税条例)

改正案	第2条による改正後
(区民税の非課税の範囲) 第10条 次の各号のいずれかに該当する者(法の施行地に住所を有しない者を除く。)に対しては区民税(第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」	[同左] 第10条 [同左]

という。)を除く。)を課さない。

(1) 〔略〕

(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)

2 〔略〕

付 則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第6条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

2～4 〔略〕

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第7条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国

(1) 〔略〕

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)

2 〔略〕

付 則

〔同左〕

第6条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

2～4 〔略〕

〔新設〕

〔同左〕

第7条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国

<p>土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>
--	--

第4条による改正（墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成27年墨田区条例第37号））

改 正 案	現 行
<p>付 則 （特別区たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係るたばこ税の税率は、墨田区特別区税条例第50条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 平成30年4月1日から令和元年9月30日まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12 [略]</p> <p>13 <u>令和元年10月1日</u>前に、売渡し等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3</p>	<p>付 則 〔同左〕</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3～12 [略]</p> <p>13 <u>平成31年10月1日</u>前に、売渡し等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3</p>

級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、
1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	〔略〕	
	〔略〕	
	平成28年 5月2日	<u>令和元年1 0月31日</u>
第6項	平成28年 9月30日	<u>令和2年3 月31日</u>
〔略〕		

級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、
1,000本につき1,692円とする。

14 〔同左〕

第5項	〔略〕	
	〔略〕	
	平成28年 5月2日	<u>平成31年 10月31 日</u>
第6項	平成28年 9月30日	<u>平成32年 3月31日</u>
〔略〕		

第5条による改正（墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成30年墨田区条例第30号））

改 正 案	現 行
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 第2条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(4) 第3条並びに付則第5条及び第6条の規定 <u>令和2年10月1日</u></p> <p>(5) 第1条中墨田区特別区税条例第10条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第17条及び第19条の改正規定並びに同条例付則第2条の2の3の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>令和3年1月1日</u></p> <p>(6) 第4条並びに付則第7条及び第8条の規定 <u>令和3年10月1日</u></p> <p>(7) 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u> (区民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 前条第5号に掲げる規定による改正後の墨田区特別区税条例の規定中区民税に關す</p>	<p>付 則 〔同左〕</p> <p>第1条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 第2条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(4) 第3条並びに付則第5条及び第6条の規定 <u>平成32年10月1日</u></p> <p>(5) 第1条中墨田区特別区税条例第10条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第17条及び第19条の改正規定並びに同条例付則第2条の2の3の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>平成33年1月1日</u></p> <p>(6) 第4条並びに付則第7条及び第8条の規定 <u>平成33年10月1日</u></p> <p>(7) 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u> 〔同左〕</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 前条第5号に掲げる規定による改正後の墨田区特別区税条例の規定中区民税に關す</p>

る部分は、令和3年度以後の年度分の区民税について適用し、令和2年度分までの区民税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係るたばこ税)

第6条 令和2年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。付則第8条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに区長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定によりたばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第3条の規定による改正後の墨田区特別区税条例（以下この項及び次項において「2年新条例」という。）第8条、第

る部分は、平成33年度以後の年度分の区民税について適用し、平成32年度分までの区民税については、なお従前の例による。

[同左]

第6条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。付則第8条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに区長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定によりたばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第3条の規定による改正後の墨田区特別区税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第8条、第

5 1 条の 3 第 4 項及び第 5 項、第 5 1 条の 6 並びに第 5 2 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 2 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

- 5 2 年新条例第 5 1 条の 4 の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 1 6 条の 2 の 5 又は第 1 6 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定によりたばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係るたばこ税)

- 第 8 条 令和 3 年 1 0 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 1 条第 1 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持さ

第 5 1 条の 3 第 4 項及び第 5 項、第 5 1 条の 6 並びに第 5 2 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 3 2 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

- 5 3 2 年新条例第 5 1 条の 4 の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 1 6 条の 2 の 5 又は第 1 6 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定によりたばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

〔同左〕

- 第 8 条 平成 3 3 年 1 0 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 1 条第 1 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持

れるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに区長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定によりたばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第4条の規定による改正後の墨田区特別区税条例(以下この項及び次項において「3年新条例」という。)第8条、第51条の3第4項及び第5項、第51条の6並びに第52条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

5 3年新条例第51条の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定によ

されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに区長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定によりたばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第4条の規定による改正後の墨田区特別区税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第8条、第51条の3第4項及び第5項、第51条の6並びに第52条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

5 33年新条例第51条の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規

りたばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

定によりたばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第6条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第2条中墨田区特別区税条例第23条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第24条の2、第24条の3及び第25条第1項の改正規定並びに付則第3条の規定 令和2年1月1日
- (3) 第3条中墨田区特別区税条例第10条の改正規定及び付則第4条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第7条の規定 令和3年4月1日

(区民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の墨田区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中区民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の区民税について適用し、平成30年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第20条並びに付則第3条の6及び第5条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の区民税について適用し、平成31年度分までの区民税については、なお従前の例による。

3 新条例第20条第1項及び付則第5条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の区民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金 (令和元年6月1日前に支出
---------	-----------	---

		したものに限る。)
付則第5条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は墨田区特別区税条例の一部を改正する条例（令和元年墨田区条例第 号）付則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の墨田区特別区税条例付則第5条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例付則第5条第1項から第3項までの規定は、区民税の所得割の納税義務者が令和元年6月1日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第126号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の墨田区特別区税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第23条第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの区民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第24条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき墨田区特別区税条例第24条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第24条の3第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第24条の3第1項の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等

(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2年新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の墨田区特別区税条例第10条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の区民税について適用し、令和2年度分までの区民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第6条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の墨田区特別区税条例(以下「元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第7条 付則第1条第4号に掲げる規定による改正後の墨田区特別区税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。